

博物館法施行細則の一部改正について

1 趣旨

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）一部改正に伴い、博物館法施行細則（令和 5 年 3 月横浜市教育委員会規則第 4 号）の一部を以下のとおり改正します。なお、改正する規定については、神奈川県が定める改正後の「博物館の登録に関する規則」（昭和 59 年神奈川県教育委員会規則第 18 号）に準拠しました。

2 改正内容

以下の 2 点について、改正を行います。

(1) 定期報告（第 5 条の 2）

法改正により、登録博物館は都道府県または政令指定都市の教育委員会に対し運営状況に関する定期的な報告を行うことと定められたため（法第 16 条）、当該定期報告に関し必要な事項（報告時期、頻度、様式）を定めます。

(2) 公表（第 9 条）

これまで、博物館の登録等が行われた場合には市報での公告が必要とされていましたが、法改正の内容（法第 14 条第 2 項）に合わせ、インターネットの利用その他の方法による公表に改めます。

3 公布日及び施行日

令和 5 年 5 月 25 日